

昭和六十一年四月八日提出  
質問第一二二号

フィリピンに対する経済協力に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年四月八日

提出者 草川昭三

衆議院議長 坂田道太殿

### フィリピンに対する経済協力に関する質問主意書

私はかねてより、我が国の海外経済協力の在り方について国会で取り上げてきた。特に、第十四回国会の予算委員会において、円借款による日比合弁事業として行われたスービツク修理造船所の建設計画にかかる諸問題について政府の見解を求めたところである。

しかし、政府の答弁は不明確であり、また今日、いわゆるマルコス疑惑が取りざたされるなか、当事業に係る我が国企業及び国際協力事業団（JICA）の果たした役割の解明が、今後我が国の経済協力の在り方を検討する上で極めて重要であると考え、次の事項について質問する。

一 JICAは、フィリピンを対象とした経済技術協力事業の調査をこれまでに何件行ってきたのか。また、このうち調査報告書の閲覧が可能なものはいくつあるのか、いずれも数字をあげ

説明されたい。また、閲覧できないものについては、どのような理由によるものか事業名をあげたうえ具体的に説明されたい。

二 昭和五十一年一月にJICAが実施したスービツク修理造船所建設計画に対する調査の結果、同事業の総費用をいくらに見積つたのか明らかにされたい。もし、公表できない場合、その理由を詳しく説明されたい。

三 私は、昭和五十六年二月二十七日の衆議院予算委員会第二分科会において、海外経済協力におけるフィジージビリテイ・スタデイの内容の公開と経過報告を求めた。これに対し政府は「先方政府から調査の内容いかんにより公表を差しとめてほしいという場合がある」と答弁している。スービツク修理造船所建設計画に当たり、フィリピン政府より公表差しとめの要請はあつたのか。あつた場合それはいつ、どのような理由によるものであつたか説明されたい。

四 政府は、アキノ新政権に対しても、スービツク修理造船所の軍事利用を認めないとの方針で

望むのか見解を求む。また、借款の完済後もこの姿勢は変わらないか。

五 日本国内にある、いわゆるマルコス資産の凍結のため、フィリピン政府が我が国の裁判所に対し処分禁止の仮処分の申請手続を行つた場合、政府としては情報の提供などフィリピン政府に対し積極的に協力をを行う用意はあるのか見解を求む。

右質問する。